

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付けています。

また、医療用医薬品を提供する生命関連企業として高い倫理観の維持・向上を図るため、企業グループ全体として、「なによりも患者さんのために」の共通の企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に則った企業活動を進めます。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、議決権行使の環境整備に努め、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、少数株主や外国人株主についても株主の権利の実質的平等性が確保されるよう努めます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、「なによりも患者さんのために」という企業理念を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、サステナビリティの観点から、株主のみならず医療従事者、取引先、社員、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、事業プロセスの中でも積極的に企業の社会的責任(CSR)を果たします。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令等に則り、一貫して信頼のおける会社情報を株主・投資家等資本市場参加者にタイムリーに開示し、すべての市場参加者が平等に当社の開示情報を入手できるように努めます。会社情報においては、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやESG情報等有効性の高い情報についてもウェブサイト・広報資料等を通じて積極的に開示し、適切で透明性の高い情報開示に努めます。

(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業に精通している社内取締役による「自律」と客観性・独立性のある社外取締役による「他律」のバランスが取れた経営監視機能のもと、経営における効率性と適法性を追求することで、外部環境の変化に適切に対応し、かつ迅速・果敢に意思決定を行う「攻めのガバナンス」に取り組みます。

また、取締役会において監査役が適切な意見を述べる機会を確保するとともに、自由闊達で建設的な意見を尊ぶ社風の醸成に努め、監査役及び監査役会に期待される「守りの機能」を強化します。

(5) 株主との対話

当社は、社長、情報開示担当役員が株主・投資家との対話に積極的に参加し、経営戦略や財務等の充実した情報の提供を行い、株主・投資家と双方向の建設的なコミュニケーションに努めます。

また、対話の結果を取締役会等へ報告し、株主等の意見を当社の経営に積極的に活かします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

取締役会は、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)をできる限り早期に策定するよう、指名・報酬等ガバナンス委員会を通じて、引き続き指導監督を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、原材料の安定調達、資金調達、業務提携など経営戦略の一環として、必要と判断する上場株式を保有することがあります。また、中期経営計画「M1 TRUST 2021」において、外部環境の変化に伴い、従来以上に戦略的提携も視野に入れた業界内ネットワークを掲げており、株式の政策保有は提携の有効な一手段となりうるものと捉えております。当社は、主要な政策保有株式について、資本コストとの見合いも含め、保有目的にそった保有の合理性に関して毎年定期的に取締役会で検証を行い、合理的でないとは判断した場合には保有を縮減する方針にしています。当該検証の結果、2015年度中に一部の保有株式を処分しました。以後も毎年最低一回保有株式チェックシートにより資本コストや取引関係等の観点から合理性の検証を実施した結果、保有継続の判断に至っております。

議決権の行使に当たっては、各別の議案内容及びその背景等が異なるため、統一の行使基準は定めておりません。投資先企業との対話を実施し、当該企業の経営方針や議案内容等の理解を深めることにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するか否かについて議案毎に個別に検討した上で適切に議決権を行使します。2019年度もこの方針にそって議決権を行使しました。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引並びに自己取引、利益相反取引の承認について、取締役会規則の中で決議事項として定めており、同時に当該決議事項に特別の利害関係を有する取締役は議決に加わることができない旨定めています。また、一般株主の利益を害することのないよう、当社と主要株主等との取引も取締役会の決議事項として定めています。さらには、これら関連当事者間の取引については、取締役会が関連法令に基づき適切な監視を実施しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (i) 当社の企業理念や経営戦略・経営計画(中期経営計画)については、当社ホームページにて公表しています。
企業理念 <https://www.sawai.co.jp/company/profile/philosophy>
中期経営計画 <https://www.sawai.co.jp/company/ir>
- (ii) 当社のコーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1.1.基本的な考え方」をご参照ください。
- (iii) 当社の取締役会が、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「11.1 機関構成・組織運営等に係る事項(取締役報酬関係)」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」をご参照ください。
- (iv) 当社の取締役会が、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を担う経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針は、指名・報酬等ガバナンス委員会からの助言・提言を十分に尊重しつつ、取締役会全体としての規模、バランス、多様性等を考慮しながら、職務に相応しい豊富な経験と専門性、業績、高い見識と人格等を総合的に判断して決定します。その手続については、「取締役会規則」及び「指名・報酬等ガバナンス委員会規程」において定めています。取締役を含めた経営陣幹部の解任に当たっての方針は、指名・報酬等ガバナンス委員会からの助言・提言を十分に尊重しつつ、次の事項を総合的に考慮して決定します。

- ・ 経営陣幹部の選任要件を満たさなくなった場合
- ・ 法令・定款等違反その他会社の信用を毀損する行為を行った場合
- ・ 心身喪失、その他健康上の理由により職務を遂行できない場合
- ・ 善良な管理者の注意義務違反を行い、会社に多大な損失を与えた場合

また、その手続についても、「取締役会規則」及び「指名・報酬等ガバナンス委員会規程」において定めています。

監査役候補者の指名に当たっての方針は、業務執行者からの独立性の確保、公正不偏の態度の保持等、「監査役監査基準」に従い決定します。その手続については、「取締役会規則」と「監査役会規則」において定めています。

- (v) 上記(iv)を踏まえ、取締役・監査役候補者の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明は、「株主総会招集ご通知」に記載します。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、経営上重要性が高いものとして取締役会規則に定める事項について判断・決定を行っています。取締役会の重要な職務が、経営の監督であることに鑑み、当社では執行役員制度を採用し、取締役会の決定にそった業務の執行を執行役員に委任しています。執行方針の協議・決定については、会長、社長及び執行役員を構成員とする経営会議で行っています。一定金額に満たない規模かつ重要性が低い案件については、効率性や機動性の観点から取締役会が別途定めた「決裁基準表」に基づき執行しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法が定める社外取締役の要件、並びに東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、かつ、客観的観点から当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与するような助言と判断を行うことができる資質を備えた人物を独立社外取締役として2名選任しています。当該独立社外取締役2名は、取締役会の機能の独立性、客観性及び透明性の向上並びに説明責任の強化を図るために設置した指名・報酬等ガバナンス委員会の主要な構成員として務めており、当社のガバナンスに関する重要事項の検討に当たって適切な関与・助言を行っています。また、社外取締役の互選により、小原正敏氏を筆頭独立社外取締役に選定しております。筆頭独立社外取締役は、定期的に社外取締役及び監査役会との会合を開催して連携を図るとともに、社外取締役以外の取締役(代表取締役を含む)との連絡・調整を行い、監督機能の強化に当たって主導的な役割を果たしております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会の定数については、企業規模や実質的な議論・意見交換を実現する観点から、員数の上限を12名と定めています。現在当社の取締役会は6名の取締役で構成されており、うち2名が独立社外取締役です。取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等の考え方と、取締役の選任に関する方針・手続については、本報告書に記載の原則3-1-(iv)をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役兼任状況】

当社の取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たせるために他の会社の役員の兼任については合理的な範囲に留めています。当社の取締役・監査役の他の会社における役員の兼任状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載します。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の実効性について分析・評価を定期的に行い、必要に応じて改善に取り組む方針です。2019年度の取締役会の実効性について、取締役及び監査役に対してアンケートによる自己評価を実施しました。その結果を事務局で分析・評価を行った後、取締役会に報告を行い、これを基に議論を行いました。その結果は、次のとおりです。

取締役会では、議案に関する丁寧な説明・報告と自由闊達かつ慎重な議論を経て決議に至っているほか、議案以外のテーマについても各メンバーが忌憚のない考えを述べ、議論がなされております。特に、「社外取締役による問題提起を含めた自由闊達で建設的な議論」については、自己評価結果でも5点満点中0.1ポイント向上し、前回に引き続き最も高い評価となりました。情報共有がなされる場であるとともに議論を踏まえた大局の見地からの適切な監督がなされており、引き続き取締役会の実効性は確保されていると判断しています。

一方で、「社外取締役の有効活用」については、前回の評価結果と比較して5点満点中0.6ポイント低下したこと、また「役員トレーニング」については同0.1ポイント改善したものの依然として十分とまでは言えない結果となりました。

上記の自己評価結果を踏まえ、2020年度は、指名・報酬等ガバナンス委員会のさらなる充実と役員トレーニングの強化を図っていく予定にしております。

引き続き取締役会のさらなる実効性の確保を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たせるように、当社事業や財務の現況をはじめ様々な情報を積極的に提供します。また、必要に応じて業界やガバナンスに関わる諸制度やルール等に関する情報を提供するとともに、研修等の機会を提供します。2019年度は、取締役会及び監査役会の全メンバーが、東京証券取引所が提供するeラーニング講座を受講したほか、監査役が日本監査役協会主催の研修に参加しました。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との対話に関する基本的な考え方については、本報告書「1.1.基本的な考え方(5) 株主との対話」をご参照ください。株主・投資家からの対話(面談)の申込みに対しては、スケジュール都合がつく限り経営陣幹部が前向きに対応しています。スケジュール都合が合わない場合は、IR担当部署による対応若しくは株主の主な関心事項に対しウェブサイトへの掲載又は文書等で回答します。株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。

- (i) 情報取扱責任者として高良恭志広報・IR室長を東京証券取引所に届け出しています。
- (ii) 対話の窓口として代表取締役社長直轄の広報・IR室を設置するとともに、建設的な対話を実現するように経営管理部、総務部等と連携し、協力する体制を整えています。
- (iii) アナリスト・投資家向け説明会のほか、できる限り株主の平等性・公平性を確保する観点から、英語版を含め、わかりやすいIR資料を作成しホームページへ掲載しています。
- (iv) 株主・投資家との対話において把握された意見・懸念等については、広報・IR室が取りまとめ、定期的に経営陣にフィードバックする体制を整えています。
- (v) 内部者取引管理規程を整備し、社内への周知を行ってインサイダー情報の管理の徹底を図っています。また、重要情報の取扱者は最小限に限定して重要情報の管理に万全を期すとともに、対話に当たっては複数者による対応を徹底し、相互監視によりインサイダー情報が外部に流出することの無いような体制を取っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,780,100	6.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,461,300	5.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,489,900	3.40
サワケン株式会社	994,000	2.27
澤井 光郎	948,200	2.17
澤井 健造	854,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	835,800	1.91
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC SECURITIES / UCITS ASSETS	693,800	1.58
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	688,833	1.57
JP MORGAN CHASE BANK 385151	687,709	1.57

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注)

1. 澤井健造の株式については、株式の管理を目的とする信託契約を締結しております。当該株式に関する株主名簿上の名義は「特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行」であります。その他については、株主名簿の記載通りに記載しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次の通りであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)2,780,100株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)2,461,300株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)1,489,900株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)835,800株

3. 2020年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書No.2において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者が、2019年12月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書No.2の内容は以下の通りであります。

株式会社三菱UFJ銀行 220,000株 0.50%
 三菱UFJ信託銀行株式会社 1,306,000株 2.96%
 三菱UFJ国際投信株式会社 222,500株 0.50%
 合計 1,748,500株 3.97%

4. 上記のほか当社保有の当社株式299,649株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小原 正敏	弁護士													
東堂 なをみ	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小原 正敏	きっかわ法律事務所パートナー 帝人フロンティア株式会社社外取締役	<p>当該社外取締役は、現在又は過去において当社グループの役職員、主要な株主又は出資先、主要な取引先、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でなく、また、これらの出身でもなく近親者にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。</p> <p>また、当該社外取締役は、弁護士活動を通じて幅広い法的知識を有しているほか、他社の社外取締役としての経験を有しており、取締役会議決権を持つ社外取締役として独立した立場からの有用な助言と判断が期待できると考えており、取締役会の監督機能の強化及び透明性の向上に繋がるものと判断しております。なお、当該社外取締役は2019年6月から2020年3月までに開催された取締役会13回中12回出席し、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。以上を勘案し、当社の社外取締役及び独立役員として選任しております。</p>
東堂 なをみ	大阪大学医学部附属病院ほか複数の病院勤務を経た後、大阪鉄商健康保険組合健康管理室に勤務。日本医師会認定産業医資格を保有。	<p>当該社外取締役は、現在又は過去において当社グループの役職員、主要な株主又は出資先、主要な取引先、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でなく、また、これらの出身でもなく近親者にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。</p> <p>また、当該社外取締役は、医師としての豊富な専門知識・経験等を有しており、取締役会議決権を持つ社外取締役として独立した立場からの有用な助言と判断が期待できると考えており、取締役会の監督機能の強化及び透明性の向上に繋がるものと判断しております。</p> <p>なお、当該社外取締役は2019年4月から2020年3月までに開催された取締役会16回中16回出席し、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。以上を勘案し、当社の社外取締役及び独立役員として選任しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬等ガバナ ンス委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬等ガバナ ンス委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

当社の指名・報酬等ガバナンス委員会は、取締役会の決議により選定された取締役により構成されています。2019年度は4回開催し、全委員の出席率は100%です。委員会の委員長は、社内規程により委員の互選により、筆頭独立社外取締役である小原正敏氏が務めています。

また、委員会で審議を行う事項と特別の利害関係を有する委員は、その決議に加わることができないことも要件にしています。

委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行うこととしています。委員会では、経営陣幹部の選任・解任、最高経営責任者(CEO)等の選定・解職、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画及び経営陣幹部・執行役員報酬並びにこれらの基本方針、規則及び手続等を主な審議対象とし、その審議結果を取締役会へ答申を行うこととしています。また、取締役会は、委員会から受けた助言・提言を十分に尊重することを定めています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社では、監査役会規則、監査役監査基準、内部監査規程を整備し、監査役会、経営監査室及び会計監査人との連携を図り監査役機能の強化を図っております。

常勤監査役は監査役会議長を務めており、取締役会や経営会議その他の重要な会議にも出席し、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況の調査を行うとともに、監査役会に報告を行うことにより社外監査役との情報共有・連携・協力を図っております。また、常勤監査役は定期的に代表取締役社長と対話の機会を設けて意思疎通に努めるとともに、子会社の取締役等との情報交換を図り事業の報告を受けております。なお、常勤監査役の坪倉忠男氏は、当社の経営管理部門・総務部門の責任者を務めておりました。また、2019年度に開催された監査役会への同氏の出席状況は19回(出席率100%)であります。

常勤監査役と経営監査室長は都度、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」に基づく内部統制の整備及び運用状況、業務監査、テーマ監査等に関する情報交換を行っており、経営監査室が作成する内部監査報告書は常勤監査役へも回付されており、その内容は常勤監査役から監査役会に報告されております。また、監査役が監査に専念できるよう、監査役の事務を一部経営監査室のメンバーが補助することにより監査役の機能強化を図っております。この場合において、当該補助者は、取締役の指揮命令・監督下から独立し、監査役に属して補助業務を遂行しております。

監査役は主に業務監査(「業務の適性を確保するための体制」の整備・運用状況の監査)、会計監査人は主に会計監査の役割分担を行って監査効率の向上を図っておりますが、相互に情報交換及び意見交換を行って監査に遺漏なきよう努めております。また、監査役は定例的に監査基本計画の説明、監査概要報告を受けるほか、内部統制の評価及び実地たな卸、その他往査の立会等を会計監査人と協働あるいは連携して行っております。そのほか、監査部門(監査役会及び経営監査室並びに会計監査人)による事業所監査等を通じて監査の実効性の確保並びに全社における徹底を目指しております。

各監査部門は、内部統制を推進する各部門から情報収集及び意見交換を行っており、内部統制の整備状況や運用状況を評価するとともに、必要に応じて内部統制委員会に対する報告、意見勧告等を通じて内部統制レベルの向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
友廣 隆宣	弁護士													
平野 潤一	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

友廣 隆宣	神戸海都法律事務所パートナー 兵庫県弁護士会会長	<p>当該社外監査役は、現在又は過去において当社グループの役職員、主要な株主又は出資先、主要な取引先、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でなく、また、これらの出身でもなく近親者にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。</p> <p>また、当該社外監査役は、法律事務所パートナーとして、弁護士活動を通じた豊富な法的専門知識と事務所経営の経験があるため、独立した立場からの有用な助言や監査が期待でき、社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>以上を勘案し、当社の社外監査役及び独立役員として選任しております。</p> <p>なお、2019年4月から2020年3月までに開催された監査役会19回中18回に出席するとともに、取締役会16回中15回に出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。</p>
平野 潤一	平野潤一税理士事務所代表 三輪運輸工業株式会社社外監査役	<p>当該社外監査役は、現在又は過去において当社グループの役職員、主要な株主又は出資先、主要な取引先、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でなく、また、これらの出身でもなく近親者にも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。</p> <p>また、当該社外監査役は、税理士事務所を開業し、税理士活動及び前職の国税局勤務や税務署長歴任を通じた税務・財務・会計に関する相当程度の知見があるほか他社の社外監査役としての経験を有しており、独立した立場からの有用な助言や監査が期待でき、社外監査役としての役割を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <p>以上を勘案し、当社の社外監査役及び独立役員として選任しております。</p> <p>なお、2019年4月から2020年3月までに開催された監査役会19回すべてに出席するとともに、取締役会16回すべてに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員は全員、独立役員の資格を満たしており、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役(社外取締役を除く)の報酬の構成要素として、基本報酬(固定報酬)のほか、業績連動報酬(賞与)及び中長期的なインセンティブとしてストックオプション(新株予約権)で構成しております。

- (1) 2013年7月発行新株予約権
 - 新株予約権の数: 16個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
 - 新株予約権の発行価格: 1株当たり4,896.0円
 - 新株予約権の行使時の払込金額: 1株当たり1円
- (2) 2014年8月発行新株予約権
 - 新株予約権の数: 15個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
 - 新株予約権の発行価格: 1株当たり4,556.0円

- 新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
- (3)2015年7月発行新株予約権
 新株予約権の数:15個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
 新株予約権の発行価格:1株当たり5,492.0円
 新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
- (4)2015年8月発行新株予約権
 新株予約権の数:2,071個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)
 新株予約権の発行価格:1株当たり9,052.0円
 新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり7,716円
- (5)2016年7月発行新株予約権
 新株予約権の数:16個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
 新株予約権の発行価格:1株当たり6,329.0円
 新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
- (6)2017年7月発行新株予約権
 新株予約権の数:22個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
 新株予約権の発行価格:1株当たり4,479.0円
 新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
- (7)2018年7月発行新株予約権
 新株予約権の数:35個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
 新株予約権の発行価格:1株当たり3,508.0円
 新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
- (8)2019年7月発行新株予約権
 新株予約権の数:79個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
 新株予約権の発行価格:1株当たり4,396.0円
 新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円
- (9)2020年7月発行新株予約権
 新株予約権の数:78個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
 新株予約権の発行価格:割当日における新株予約権の公正価格と1株当たりの払込金額の合算
 新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプション付与は、当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び管理職が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株主様を重視した経営を一層推進するとともに、中長期的な企業価値向上に向けた貢献意欲と士気を一層高めるとことを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

更新

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

2019年度(2019年4月から2020年3月)に取締役(社外取締役2名を除く)6名に報酬として総額399百万円を支給しました。本報酬額の内訳は、固定報酬244百万円、業績連動報酬81百万円、ストックオプション40百万円、退職慰労金34百万円です。

社外取締役及び社外監査役5名に報酬として総額24百万円を、監査役(社外監査役を除く)2名に総額22百万円を支給しました。

当社は2013年3月26日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、同年6月の株主総会において、再任された取締役に対して退任時に退職慰労金及び功労金を支給する旨、及びその支払総額の上限額が承認されました。当社は当該承認時に支払予定額を費用認識しましたが、当事業年度の退職慰労金は、退任取締役に対して当該上限額の範囲内で支払予定額を見直し費用認識したものであります。

【報酬等の総額が1億円以上である取締役】

澤井 弘行(取締役)

報酬等の総額:134百万円(固定報酬:67百万円、業績連動報酬:23百万円、ストックオプション:11百万円、退職慰労金:34百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬の額につきましては、2020年5月22日に指名・報酬等ガバナンス委員会を開催し、各取締役(社外取締役を除く)の成果の評価を行い、その結果と業績を反映した業績連動報酬としての賞与支給に関する審議を行い、その審議結果を取締役に答申し、最終決定を行いました。

なお、取締役の報酬限度額は、2011年6月23日開催の株主総会において年額670百万円以内(ただし、使用人給与分は含まない。)と決議されて

います。また、監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の株主総会において年額50百万円以内と決議されています。

一方、2019年度以降の報酬決定につきましては、同委員会の設置に伴い改定した取締役の報酬に関する内規を2019年4月1日から運用を開始しております。内規の概要は次のとおりです。

- ・取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬(固定報酬)、賞与(業績連動報酬)及びストックオプションで構成する。
- ・基本報酬と賞与の割合は、概ね3:1を目安とする。
- ・ストックオプションは、役位及び在職年数をベースに、別途定めた内規に従い、総報酬額の10%以上を目安とする。
- ・業績連動報酬に係る指標として業績評価指標と担当部門評価指標の二種類を採用する。
- ・業績評価指標としては、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外した「コア営業利益」をベースとして、これから研究開発費等投資的な経費を差し引く前の利益を「投資的経費差引前コア営業利益」として採用する。
- ・担当部門評価指標は、当社の各事業年度目標と整合性を持った取締役ごとの指標で、担当分野に関する年度目標の達成度に応じた評価指標。
- ・代表取締役は、業績評価指標のみとし、担当部門を有するその他の取締役に關しては、役位に応じてこの二つの指標の達成度に応じて、予め内規で定められた算定ルールに従って各事業年度終了後に決定する。
- ・業績連動報酬の額の決定は、役職ごとに予め定めた基準額をベースに、原則として、上記業績評価指標の達成度に応じ、事前に定めた算定式に従い算出する。ただし、担当部門を有する取締役に對しては、業績評価指標と担当部門評価目標の達成度の双方を加味して決定する。
- ・役職ごとの役員の報酬等の額は、上場会社の役員報酬に関する調査機関のデータを参考にしつつ、当社の役職ごとの報酬の基準額を決定する。また、全体としてその総額の基準額とその構成が、当社の中長期的且つ持続的な企業価値向上に資する役員へのインセンティブとなること、当社の経営陣として優秀な人材の確保ができること、過度なリスクテイクを抑制すること、にそったものとなるような報酬体系とする。

なお、上記の指標を採用した理由は、業績評価指標に關しては、これが企業価値向上への貢献をよりの確に反映する指標であると判断したことによるものです。また、代表取締役以外の担当部門を有する取締役に關しては、定量的な評価項目だけでなく、事業年度ごとに定性的な評価を含めた担当部門の評価目標を設定し、その達成度も合わせて評価することが望ましいと判断しております。なお、この定性的な評価には、リスクマネジメントやコンプライアンス等ESGに関する取組みが含まれています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

【社外取締役のサポート体制】

特定取締役が、監査役会及び会計監査人との窓口となるほか取締役会の運営を担当しており、社外取締役を含む全取締役との情報伝達・調整を行っております。社外取締役が職務を遂行するに当たって調査費等費用を必要とする場合は、合理的な範囲内で当社に対する費用請求権を認めているほか、職務に専念できるよう社外取締役の事務を一部総務部のメンバーが補助することにより、情報共有及び社外取締役の監督機能の強化を図っております。また、社外取締役と社外監査役を含む監査役が集う場を取締役会開催前に常勤監査役が設け、意見・情報交換を行っております。

【社外監査役のサポート体制】

特定監査役が、監査役会と取締役会及び会計監査人との窓口となるほか、社内関連部門からの報告及び当該関連部門への情報伝達も常勤監査役を経由して行うなど、各社外監査役の監査業務が効率的となるような体制を定めております。また、常勤監査役が、各社外監査役からの意見・報告等を取りまとめ、監査役会の議案作成、その他監査役会の円滑な運営を行う体制を採っているほか、社外監査役を含む監査役と社外取締役が集う場を取締役会開催前に常勤監査役が設け、意見・情報交換を行っております。その他、社外監査役が監査に当たって調査費等費用を必要とする場合は、合理的な範囲内で当社に対する費用請求権を認めているほか、監査に専念できるよう、社外監査役の事務を一部経営監査室のメンバーが補助することにより、情報共有及び社外監査役の監督・監査機能の強化も図っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
澤井 治郎	相談役	経営陣に対する助言	【勤務形態】 非常勤 【報酬】 有	2008/06/24	任期の定めは無し
澤井 弘行	最高顧問	会社の経営上重要な事項について取締役会からの諮問に応じ、又は自主的に意見を述べる。	【勤務形態】 非常勤 【報酬】 有	2020/06/23	原則1年。ただし必要に応じて更新。

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 2名

その他の事項 更新

相談役である澤井治郎氏は、1948年7月の創業時に入社以降、長期に亘る社歴に伴う豊富な知見を活かし、当社経営陣の求めに応じ助言等を行っております。ただし、同氏は、当社の取締役会及び経営会議その他の会議体には出席することはなく、当社の意思決定に関する権限は有しておりません。

最高顧問である澤井弘行氏は、1963年4月に入社以降、卓越した経営手腕で当社をジェネリック医薬品業界有数の企業にまで発展させたほか、長年に亘って日本のジェネリック医薬品の普及啓発および医療費の節減への貢献により旭日中授章を授与されるなど、ジェネリック医薬品業界に精通した豊富な知見を活かし、当社経営陣の求めに応じ助言または自主的に意見を述べております。ただし、同氏は、当社の取締役会及び経営会議その他の会議体における 当社の意思決定に関する権限は有しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における企業統治は、取締役6名(内、社外取締役2名)、監査役3名(内、社外監査役2名)の体制であり、監査役会設置会社制度を採用しております。また、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、経営戦略に基づく業務執行機能の強化及び効率化を図るとともに、業務執行責任を明確化するために執行役員制度を採用しております。なお、経営監査室のメンバーは3名体制をとっており、前年度期間中に監査を実施した事業所数は23事業所です。概要図につきましては、当報告書最終ページにお示ししております。

取締役会は、毎月1回開催の取締役会及び随時開催の臨時取締役会を合わせて前連結会計年度中に16回開催しましたほか、経営活動を効率的に行うため毎月1回経営会議を開催しました。経営会議では、取締役会に付議する重要事項に関する審議や取締役会で決議された事項の執行方針を協議・決定するほか、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。

監査役会は、前連結会計年度中に毎月1回以上合計19回開催しましたほか、常勤監査役は、取締役会や経営会議その他の重要な会議にも出席し、監査役会に報告を行うことにより、社外監査役との情報共有を図っております。

監査役監査の組織としては、監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)が監査役会を構成し、会社法第390条第2項に定める職務を行う体制としており、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告書、監査環境の整備等を主な検討事項としております。監査役会としては、定期的に代表取締役社長や社外取締役との対話の機会を設け意思疎通に努めるとともに、会計監査人から監査計画や監査報告等について報告を受け必要に応じて説明を求めております。

監査役は取締役会に出席し、客観的視点に立って必要な意見を述べております。また、監査役は、経営監査室及び会計監査人と情報交換を行い、監査状況の調査報告を受けるとともに、自ら調査を行い、監査報告を作成しております。その他、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役を2名選任しております(社内・社外各1名)。なお、当社の監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

当社の内部監査の組織は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の経営監査室(専任者3名)を設置し、監査計画に基づく監査の実施並びに「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」に基づく内部統制システムの整備及び運用状況の監査と評価を行っております。

取締役会、監査役会、経営会議のほか、本部長会等の活性化による機動性の発揮に努めるとともに、人間の生命に関わる医薬品企業としての倫理規範や情報の共有化等を図っております。

当社の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人が担当しております。その継続監査期間は、26年間であります。ただし、当社が新規上場した際に提出した有価証券届出書における監査対象期間より前の期間については調査が著しく困難であったため、有価証券届出書における監査対象期間以降の期間について記載したものです。実際の継続監査期間は、この期間を超える可能性があります。

当社の監査役及び監査役会は、当該監査法人に対して評価を行っており、その評価の内容は、監査法人の品質管理体制、会計監査人としての職業倫理・独立性・専門性、監査役等とのコミュニケーション、監査報酬の妥当性等であります。当社が会計監査人として当該監査法人を選定した理由は、有限責任あずさ監査法人の監査活動を監査役及び監査役会による監査法人の評価に基づき総合的に検討し、再任を決定いたしました。特に、当社及び在外連結子会社の会計監査を同一のネットワークに属するKPMGグループとすることで、当社グループの監査が効果的かつ効率的に行われると判断しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の指定有限責任社員 業務執行社員 梅田 佳成氏、同じく指定有限責任社員 業務執行社員 大槻 櫻子氏の2名であります。その補助者は、公認会計士22名、その他24名であります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。評価の内容は、監査法人の品質管理体制、会計監査人としての職業倫理・独立性・専門性、監査役等とのコミュニケーション、監査報酬の妥当性等であります。当該評価に基づき、当社は、有限責任あずさ監査法人の監査活動を総合的に検討し、再任を決定しました。特に、当社及び在外連結子会社の会計監査を同一のネットワークに属するKPMGグループとすることで、当社グループの監査が効果的かつ効率的に行われると判断しております。また、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

企業経営上、日常運営上の諸問題に関し、必要に応じて複数の弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とするほか、当該諸問題の性質に応じてコンプライアンス委員会や内部統制委員会といった委員会に諮る体制としております。当該委員会の委員長は代表取締役社長とし、関係する取締役及び常勤監査役を委員として定めております。

また、当社は、当社の企業集団としての業務の適正性及び効率性を確保するため、2017年5月に買収したUpsher-Smith Laboratories, LLCを含むグループ会社に対して当社の企業理念・経営方針の徹底を図るとともに、日常業務遂行上の指導・助言を行っております。当社グループの連結子会社は当社の会計監査人による連結監査上必要な会計監査を受けているほか、経営監査室により定期的に監査を受けております。また、監査役は取締役の子会社管理に関する職務の執行状況を監視しております。

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

医療用医薬品業界並びに社内事情に精通した取締役が、高い倫理観を持って社内各所に目配りしつつ業務運営に携わることが経営における効率性と適法性を追求する最善の方策であり、社外取締役及び監査役会による経営の監督が機能する監査役会設置会社制度が、当社の企業規模や経営の進め方等を総合的に勘案し、最適と考え採用しております。

社外取締役及び社外監査役には、法律・税務・会計・医療といった専門知識と独立した社外の立場から有用な助言、判断、監査・監督の機能を期待しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の招集通知発送期限より4日早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2002年以降、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	2020年6月の電磁的方法による議決権の行使割合は、54.9%でした。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを活用し、2008年6月より議決権行使ウェブサイトも利用可能となっております。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月24日開催の株主総会招集通知(要約)から英文での提供を行っております。
その他	当社ウェブサイトにて定時株主総会の招集通知、決議通知、議決権行使結果を掲載しております。 (https://www.sawai.co.jp/company/ir/stock/meeting)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://www.sawai.co.jp/company/ir/policy/ir)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年4回以上定期的に個人投資家向け説明会を実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、第2四半期及び本決算の年2回、決算説明会を実施しておりますほか、第1四半期及び第3四半期決算には電話会議を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が国内で開催するIRイベントへの参加又は取材受け入れを行い、ラージミーティング、スモールミーティング及び個別取材対応を実施しているほか、定期的に海外IRも実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信及び補足資料、統合報告書、株主通信、その他IRプレゼンテーション資料、プレスリリース、説明会動画などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	戦略企画部に、広報・IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念に基づく、「行動基準」をステークホルダーごとに制定。 コーポレートガバナンス・コード[原則2-2]に基づき、2016年度に行動基準を改定しました。 M1プロジェクトやM1倶楽部活動を通じて「企業理念」「行動基準」の浸透を図り、ステークホルダーの方々への期待と信頼に応えられるよう努めています。 当社ウェブサイト(https://www.sawai.co.jp/company/profile/philosophy)に全文を開示しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>地球温暖化防止のため、クール・ビズ及びウォーム・ビズの実施、営業車へのハイブリッドカー導入、エアコン設定温度の変更(夏場28、冬場20)、照明の減灯・消灯、LED照明の導入をはじめとする節電などの取組みを推進しています。</p> <p>また、各事業所周辺の清掃活動を定期的の実施し、地域環境美化に努めるほか、国の天然記念物に指定され、絶滅危惧種となっているイタセンバラの保護活動(外来魚駆除・河川敷清掃)に参加し、生物多様性の保全に努めています。</p> <p>(https://www.sawai.co.jp/sustainability/community)</p> <p>2014年度にCSR委員会を新設し、CSR活動の強化を図っております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「沢井製薬株式会社 ディスクロージャー・ポリシー」において、情報提供に係る方針等を定めております。</p> <p>(https://www.sawai.co.jp/company/ir/policy/ir)で、当社のIR方針をご覧くださいことができます。</p> <p>また、「行動基準」で財務・非財務情報の適時適切開示や環境コミュニケーションを含むステークホルダーとの建設的な対話と協働に努めることを定めています。</p>
<p>その他</p>	<p>(工場見学)</p> <p>地域貢献活動の一環として、学生、自治会、PTA、医療機関などのグループを対象に高品質なジェネリック医薬品の製造工程を公開する工場見学会を開催しています。その他のCSRの取組みについては、ホームページ(https://www.sawai.co.jp/sustainability)や統合報告書(https://www.sawai.co.jp/ir/library/integrated_report)をご覧くださいことができます。</p> <p>(役員への女性の登用に関する現状)</p> <p>社外取締役東堂なをみ氏は女性であります。役員(取締役及び監査役)の男女別構成は、男性8名・女性1名であります(役員のうち女性の比率11.1%)。また、執行役員に女性を1名登用しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次の通りであります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築してまいります。また、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付け、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、様々なステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に基づく企業活動を進めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 「企業理念」及び「行動基準」の浸透活動であるM1プロジェクトを実施し、役職員挙げて「企業理念」及び「行動基準」に基づく業務運営に努めるとともに、法令及び社内規程の遵守を徹底する。
 - ii 「指名・報酬等ガバナンス委員会」を設置し、取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任の強化に努める。
 - iii コンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育・啓発活動等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努める。
 - iv 「企業倫理ヘルプライン規程」の適正な運用を図り、法令等への違反行為による不祥事の防止及び早期発見、是正等を行う。
 - v 社長直轄の経営監査室が内部監査を実施する。また、監査役は取締役の職務の執行を監査する。
 - vi 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 「文書管理規程」に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に基づき適正に保存する。
 - ii 「内部者取引管理規程」及び「情報セキュリティー管理規程」に基づき、職務上知り得た重要事実及び重要情報の管理に万全を期すとともに、特定個人情報及び個人情報については「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメントの統括を行うとともに、その進捗管理及び評価を行い、継続的改善を図る。また、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクを特定するとともに、各担当部門は各重要リスクについて対策を講じる。
 - ii 品質及び安全性に関しては、「品質方針」及び「安全性方針」に基づき、効果的かつ適切な業務の遂行を行う。
 - iii 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害BCP（事業継続計画）」等に基づき、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。
 - iv 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、経営監査室がその評価を行う。
 - v 正々堂々とした業務運営、不透明取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
 - ii 取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・定款に定める事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行う。また、経営会議を毎月1回以上開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。
 - iii 中期経営計画に基づく各本部の事業計画を策定し、取締役・執行役員を中心に構成される会議体においてその進捗管理を行う。
 - iv 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化・迅速化を図る。
 - v 経営上の諸問題に関し、必要に応じて弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。
5. 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制
 - i 子会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、グループ各社に対し、当社の「企業理念」及び「行動基準」の周知徹底を図る。また、「グループポリシー管理規程」に基づき、準拠すべき基本的な精神・姿勢を示すグループポリシーの整備・運用を図り、当社グループとしての一体感醸成に努める。
 - ii 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的及び適時に必要な報告を受け経営実態を把握するとともに、必要な助言及び指導を行う。
 - iii 経営監査室は、定期的の子会社監査を実施する。
 - iv 監査役は、子会社の情報収集に努め、取締役の子会社管理に関する職務の執行状況を監視する。
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i 監査役が補助使用人を求めた場合、経営監査室のメンバーが兼務して対応する。
 - ii 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。
 - iii 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役会に対して必要な要請を行う。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - i 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
 - ii 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役職員に対しその説明を求めることができる。
 - iii 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - iv 取締役の不正行為の通報は、当社グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利な取扱いを受けないようにする。
8. その他監査役を補助する使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i 経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と

緊密な連携を保つものとする。

- ii 監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査活動の効率化と質的向上を図る。
- iii 監査役が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

当社の内部統制システムの運用状況の概要は以下の通りです。

1. リスクマネジメント委員会を年2回(5月・11月)開催し、経営に影響を与えるリスクを洗い出し重要リスクの特定を図っております。11月にはITリスクをテーマにしたディスカッションを行いました。
2. コンプライアンス委員会を4回開催するとともに、役職員を対象に入社時研修・階層別研修や各種の啓発活動を行い、法令遵守や企業倫理の浸透とコンプライアンス意識の向上を図っております。全社員を対象にeラーニングによる研修を11回実施いたしました。
3. 「情報セキュリティ管理規程」に基づいた人的・技術的・物理的情報セキュリティ対策や、eラーニングをはじめとする社員教育を実施する等、情報漏えいの防止を目的とした対策の強化を図っております。
4. 品質及び安全性に関する業務を効果的かつ適切に遂行するため、グループポリシーに基づく「品質方針」及び「安全性方針」を策定し、両方針に基づき業務を行っております。
5. 「危機管理規程」及び「災害BCP」に基づき、社員の安否確認等災害を想定した訓練の実施や災害備蓄品を全拠点に備置する等の取組みを行っております。新型コロナウイルス感染症対応として、「危機管理規程」に基づき2020年2月に危機管理本部を設置し対応にあたっております。
6. 財務報告の信頼性及び影響の重要性を勘案し、策定した実施計画に基づいた内部統制評価を行っております。
7. 取締役会を16回開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、法令等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。また、経営会議において取締役会に付議する重要事項や、月次の経営成績の分析・対策を検討しております。
8. 指名・報酬等ガバナンス委員会を4回開催し、取締役の選解任、経営陣幹部及び執行役員の報酬に関する事項を審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。
9. グループ会社に対して、「企業理念」「行動基準」及び経営方針の徹底を図るとともに、「グループポリシー管理規程」に基づきグループポリシーの整備・運用を図っております。
10. 監査役会を19回開催し、監査方針・監査計画を協議決定するとともに、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査並びに法令・定款等の遵守についての監査を実施しております。
11. 監査役会は、会計監査人との定期的な会合、経営監査室との連携及び代表取締役との定期的な情報交換を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(考え方)

正々堂々とした業務運営、不明朗取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び弁護士と連携し、毅然とした態度で臨む。

(整備状況)

行動基準に反社会的勢力排除に向けた考え方を規定しております。反社会的勢力からの不当要求に対しては、総務部が対応する体制を整えております。また、お取引先にも当社の考え方を説明し、契約締結時又は更新時等の機会に「反社会的勢力の排除に関する覚書」の交付を依頼し、当社が反社会的勢力及び団体との取引を予防しております。

その他、企業防衛協議会活動に参加して研鑽を行うとともに、社内研修を行って反社会的勢力から防衛するよう努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(基本方針)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、1948年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる3つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(基本方針実現のための取り組み)

当社は、上記の基本方針実現のために、次の3点に取り組んでまいります。

1. 中期経営計画及び中長期ビジョンの達成

2018年度から始まる3年間の中期経営計画として策定した中期経営計画「M1 TRUST 2021」及び中長期ビジョンに掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

I. 中長期ビジョン

国内GE市場での圧倒的地位の確立とUSLの成長加速による世界をリードするジェネリック医薬品企業への変革

II. 中期経営計画「M1 TRUST 2021」の基本方針と重点施策

1. 日本市場 業界構造の変化に対応できる体制構築とコスト競争力強化

- (1) 安定供給・高品質の継続とコスト競争力の両立
- (2) ジェネリック80%時代に即した製品開発・営業体制への転換
- (3) 積極的なアライアンス強化による効率性の追求

2. 米国市場 USLと双方の強みを活かした連携

- (1) 米国製品ラインナップの拡充・知財戦略の強化
- (2) パラグラフ 申請品の開発継続
- (3) USLの独自色を活かした成長戦略の実現

2. コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化

外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくために、次の項目の充実を図ります。

- ・株主の権利・平等性の確保
- ・株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- ・適切な情報開示と透明性の確保
- ・取締役会等の責務
- ・株主との対話

3. 株主還元

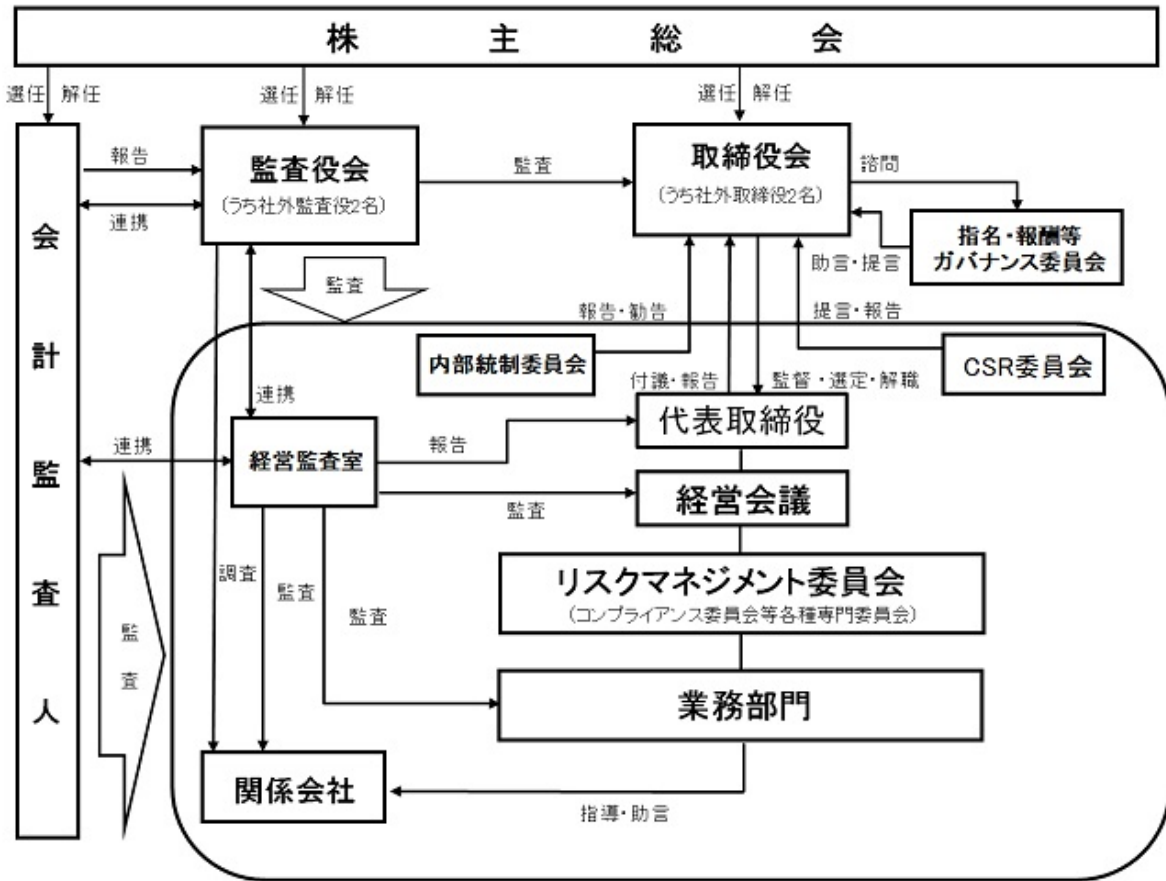
将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30%を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主共同の利益の継続的確保・向上を図ります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

監査役(会)、会計監査人及び経営監査室の連携を維持するとともに、IT関連、決算・財務関連の専門知識及び監査スキルの向上を図り監査品質を向上させるよう取り組んでまいります。また、当社は、次のような適時開示体制を採っております。

- ・情報開示責任者及び情報開示担当者の任命
- ・情報開示担当部署(広報・IR室)の設置
- ・ディスクロージャー・ポリシーの策定及び遵守
- ・情報セキュリティ管理規程・内部者取引管理規程等の整備・充実
- ・情報開示責任者への重要情報の伝達経路の整備・充実
- ・重要情報の判定及び開示の一本化
- ・開示資料の適切なチェック・承認体制の確立
- ・経営トップである社長の積極的な情報開示への関与
- ・適時開示体制を対象とする監査役・経営監査室によるモニタリング体制の整備

コーポレート・ガバナンス体制模式図



適時開示体制の模式図

